

# ○後志広域連合職員の通勤手当に関する規則

〔平成21年3月2日〕  
規則第4号

(趣旨)

**第1条** この規則は、後志広域連合職員の給与に関する条例（平成19年後志広域連合条例第26号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、この条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の通勤手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

**第2条** 条例第4条及びこの規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「通勤」とは、職員が通勤のため、その者の住居と通勤庁との間を往復することをいう。
- (2) 「交通機関」とは、鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいう。

2 条例第4条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

**第3条** 職員は、新たに条例第4条第1項の職員（以下「通勤職員」という。）としての要件を具備するに至ったときには、通勤届書（別記様式）により、その通勤の実情を速やかに広域連合長に届け出なければならない。通勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合においても、同様とする。

- (1) 勤務庁を異にして異動した場合
- (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(確認及び決定)

**第4条** 広域連合長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求めるなどの方法により確認し、その者が通勤職員としての要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給範囲の特例)

**第5条** 条例第4条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、下肢の障害及び視覚器、聴覚器、平衡器等の機能障害等の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると広域連合長が認めるものとする。

(交通機関に係る通勤手当の額の算出の基準)

**第6条** 交通機関に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路を異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。

**第7条** 条例第4条第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関  
通用期間が支給単位期間（条例第4条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関  
当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額

2 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める方法により算定した額は、自動車等の使用距離1キロメートルにつき15円を乗じて得た額に1箇月の通勤回数21回を乗じて得た額とする。

3 条例第4条第2項第3号に規定する規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員（以下「特定再任用短時間勤務職員」という。）とし、同号に規定する規則で定める割合は、100分の50とする。

(併用者の区分及び支給額)

**第8条** 条例第4条第2項第4号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員（以下「併用者」という。）の区分及びこれに対応する同条第2項第4号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 併用者（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 条例第4条第2項第1号に定める額（以下「交通機関等に係る手当額」という。）及び自動車等の使用距離に応じた同項第2号（特定再任用短時間勤務職員にあつては同項第3号）に定める額（以下「自動車等に係る手当額」という。）の合計額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び自動車等に係る手当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 併用者のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が自動車等に係る手当額以上である職員（前号に掲げる職員

を除く。) 交通機関に係る手当額

- (3) 併用者のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が自動車等に係る手当額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 自動車等に係る手当額  
(交通の用具)

**第9条** 条例第4条第1項第2号に規定する交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、後志広域連合の所有に属するものを除く。

- (1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
- (2) 前号に掲げるもののほか、広域連合長が特に承認する交通の用具  
(支給の始期及び終期)

**第10条** 通勤手当の支給は、職員に新たに通勤職員としての要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が通勤職員としての要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、これらの日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(支給できない場合)

**第11条** 通勤職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給することができない。

(支給日等)

**第12条** 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日、日曜日、土曜日でない日に支給する。

- 2 前項に規定する支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できないなどのため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 3 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において退職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際に支給する。
- 4 職員がその所属する広域連合長を異にして異動した場合であって、その異動した日の属する月が支給単位期間に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する広域連合長において支給する。この場合にお

いて、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際に支給するものとする。

(返納の事由及び額等)

**第13条** 条例第4条第4項に規定する規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 退職し、若しくは死亡した場合又は通勤職員としての要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項又は後志広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成19年後志広域連合条例第17号。以下「分限条例」という。）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業などに関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条第1項の規定により停職にされた場合にあつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 交通機関に係る通勤手当に係る条例第4条第4項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び自動車等に係る手当額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関につき、通用期間が支給単位期間である定期券の運賃等の払戻しを、広域連合長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数に乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

3 条例第4条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

**第14条** 条例第4条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関  
当該交通機関において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
  - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関  
1箇月
- 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、又は長期間の研修等のために旅行をすることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

**第15条** 支給単位期間は、第10条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において法第28条第2項又は分限条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条第1項の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。
- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（事後の確認）

**第16条** 広域連合長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が通勤職員としての要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券などの提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査するなどの方法により、随時、確認するものとする。

## 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。